#### 証の 標準負担額減額認定 更新 ・申請 用認定証 •

# 保険年金課 ☎ 66 + 1 1 0 2

申請により「限度額適用・標 申請(66+1102) していて非課税世帯の方は、 用・標準負担額減額認定証の ■後期高齢者医療限度額適 後期高齢者医療保険に加入

でにおさえられます。 担金額が、自己負担限度額ま いただくと、1カ月の窓口負 にて医療機関窓口に提出して また、入院時の食事代につ この認定証を通院・入院時

いても別表のとおり減額され 限度額適用·標準負担額

は 7月下旬に発送します)。 平成24年7月31日までです 減額認定証」の有効期限は (引き続き該当となる方には 新たに認定証が必要な方 申請手続を行ってくださ

ださい。

○認定証の更新

現在、交付されている限度

で、必要な方は申請をしてく

随時受け付けていますの

○認定証の申請

### ○申請手続きに必要なもの 印鑑、

後期高齢者医療保険

は

必ず7月中に更新手続き

月以降も認定証が必要な方 成4年7月3日までです。8 額減額認定証の有効期限は平 額適用認定証および標準負担

証

定証の更新・申請 認定証・標準負担額減額認 ■国民健康保険限度額適用

### (**a**66 1103)

ります。 1カ月に支払う窓口負担金額 窓口に提出することにより 度額適用認定証を医療機関の 交付されます。交付された限 請により限度額適用認定証が ○限度額適用認定証 国民健康保険被保険者は申 自己負担限度額までとな

わりとなります。 者証が限度額適用認定証の代 世帯などでない方は高齢受給 70歳以上で、かつ、非課税

されます。

準負担額減額認定証」が交付

### ○標準負担額減額認定証

額されます。 準負担額) は別表のとおり減 請により入院時の食事代(標 被保険者が入院した場合、 非課税世帯の国民健康保険 申

#### 【共通事項:別表】

	区分	1食あたりの 入院時の食事代
標準負担額減額認定証がない場合		260円
市県民税非課税世帯	90日まで入院	210円
	90日を越える入院 (申請月から過去12カ月間の入院日数)	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入 の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

をしてください。 ○手続きに必要なもの 保険証、

### 新の方) 印鑑、 認定証(更

# 保険年金課 ☎ 66+1102

▼7月中旬に新しい保険証を

成2年7月3日です。新しい 療被保険者証の有効期限は平 時に不在の場合は、 または署名が必要です。配達 かけて簡易書留郵便でお送り 保険証は7月中旬から下旬に します。受け取りの際、 お送りします。 現在お持ちの後期高齢者医 郵便局へ 印鑑

保険料額納入通知書などは別 身分証明書などと印鑑を持参 に現在お持ちの保険証または 預かり期間後は、保険年金課 また、保険料額決定通知書、 受け取ってください。

沖縄などに旅行をされる方

植物検疫からのお知らせ

# )新しい保険証は若草色

保険証の色が、オレンジ色

便でお送りします。

ください。 原・西浦の各出張所へお返し しい保険証を提示してくださ どで受診するときは、 から若草色に変わります。 8月1日以降に医療機関な 保険年金課または東・形 有効期限の切れた保険証 必ず新

保険証を更新します 後期高齢者医療制度の **者証を更新します** 民健康保険高齢受給

### 保険年金課 ☎ 66 + 1 1 0 3

郵送します。 成2年7月3日です。 高齢受給者証は7月末までに 齢受給者証)の有効期限は平 民健康保険高齢受給者証(高 保険者の方に交付している国 70歳以上の国民健康保険被 新しい

給者証は、保険年金課または 受給者証を提示してくださ 受診するときは、新しい高齢 お返しください。 東・形原・西浦の各出張所 8月以降、医療機関などを 有効期限の切れた高齢受

受け取りに行ってください。

再配達の依頼をするか、直接

# 農林水産課 ☎ 66 + 1 1 2 6

の他の地域にいない病害虫が がまん延すると、農作物に大 発生しています。この病害虫 植物を持ち出すことを規制し 法では、沖縄などから一部の あります。このため植物防疫 きな被害をもたらす可能性が 沖縄など一部地域には、

25

防止にご協力をお願いします。

ております。

病害虫のまん延